

斑鳩小学校PTA会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、斑鳩小学校PTAと称し、事務局を斑鳩小学校におく。

(目的)

第2条 本会は、次の目的をめざして活動する。

1. 家庭、学校、地域における児童の幸福を増進する。
2. 児童の幸福のため、保護者と教師とが協力する。
3. 児童の教育的環境をよくする。
4. よい保護者、よい教員となるよう研修につとめる。
5. 教育財政を確立することに協力する。

第2章 事業

(事業)

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

1. 特定の政党、宗派にかたよることなく、また、営利的な行為は一切行わない。
2. 本会または本会員の名で、どんな営利企業も支持しない。また、他のどんな職務（公私を問わず）の候補者も推薦しない。
3. 本会は、自主独立のものであって、他のどんな団体または機関の支配や干渉をも受けない。
4. 青少年の福祉増進のために活動する他の団体及び機関と協力する。

第3章 会員

(会員)

第4条 本会の会員となることのできる者は次のとおりである。

1. 学校に在籍する児童の保護者または、これに代わるもの。
2. 学校に勤務する教職員。

(会費)

第5条 会員は会費を納入しなければならない。

第6条 本会の会費は、会員一人月額250円とする。

第4章 役員

(種別)

第7条 本会には次の役員をおき、会の運営にあたる。

1. 会長1名
2. 副会長2名
3. 幹事16名以内(会長・副会長・総務・書記・会計・監事)
4. 専門部正副部長(各1名)
5. 顧問若干名(校長・その他)

(選任)

第8条 役員は、次の方法により選出する。

1. 幹事候補者選考委員会を時機に応じて構成する。
2. 幹事候補者選考委員会にて会長・副会長・監事・総務・書記・会計の各々の幹事候補者を選出する。
3. 専門部正副部長はその属する部員の互選により選出する。
4. 顧問は会長により委嘱する。
5. 役員は総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を総括し、総会・役員会・委員会及び幹事会を召集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
3. 総務は、総会及び副会長を補佐し、会務を分掌する。
4. 会計は、本会の会計事務にあたる。
5. 専門部正副部長は、その属する専門部会を自主的に運営すると共に本会の企画・立案に参画する。
6. 監事は、会の業務及び会計を監査し、その結果を委員会並びに総会に報告する。
7. 顧問は、役員の仕事に応じる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は三カ年を限度とする。但し再任は妨げない。

第5章 委員

(委員)

第11条 本会は、その運営を円滑にするため次の委員を設ける。

1. 地区委員 各地区毎に互選された2名とする。
2. 学年委員 各学年児童の保護者に互選された3名とする。
 1. 選出方法は、各学年児童の保護者による推薦、及び立候補とする。
 2. 地区委員に就任した者は、その年度に限り選出除外とする。
 3. その年度の幹事役員に就任した者は、選出除外とする。
 4. 過去に幹事役員2年以上就任した者は、選出除外とする。但し、自ら立候補した場合においてはこの限りではない。

(委員の仕事)

第12条 各委員は、当該学年あるいは当該地区において会員の中心となって本会の目的達成のための推進力となる。

(委員の任期)

第13条 各委員の任期は、一カ年とする。但し、再任は妨げない。

第6章 専門部

(専門部の種類)

第14条 本会は、次の専門部をおく。

1. 保健体育部
2. 健全育成部
3. 広報部

(委員の所属)

第15条 委員は、会務の運営に参画するため、各専門部会に所属する。

(専門部の活動)

第16条 専門部会は、その専門部の活動について企画運営をする。

第 7 章 会 議

(種 別)

第17条 本会の会議は、総会・合同委員会・役員会・幹事会とする。

(総会の運営)

第18条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は、年度はじめに会長が召集する。
2. 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を召集することができる。
3. 総会は、前年度事業報告及び会計決算報告、新役員の決定、新年度事業計画案及び新年度予算案等の議決又は承認をする。
4. 総会、臨時総会は、会員の五分之一の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(合同委員会の運営)

第19条 委員会は、役員と委員によって構成される。

1. 合同委員会は、学期に1回を原則とし、会長が必要と認めた場合に開催する。
2. 合同委員会は、事業報告及び収支決算、事業計画案及び収支予算案、専門部会報告その他、会長が必要と認めることを議決又は承認する。
3. 委員会の議決は、総会のそれに準ずる。

第20条 委員会の議長は、副会長とする。

(役員会の運営)

第21条 役員会は役員によって構成され、会長が召集する。

第22条 役員会は、次に掲げる事項を議決または承認する。

1. 総会及び委員会に提出する議案。
2. 会務運営及び事業執行に関する事項。
3. その他、会長が必要と認めた事項。

(幹事会の運営)

第23条 幹事会は、幹事によって構成され、会長が召集する。

第24条 幹事会は、次に掲げる事項を議決又は承認する。

1. 総会・委員会及び役員会に提出する議案。
2. 会務運営及び事業執行に関する事項。
3. その他、会長が必要と認めた事項。

第 8 章 会 計

(本会の経費)

第25条 本会の経費は、会費、その他の収入及び寄付金をもってこれにあたる。

(会計の期間)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 9 章 補 則

(会則の改廃)

第27条 会則の変更は役員会で協議し、合同委員会を経て、総会の承認を必要とする。

第28条 本会の改正は、総会において出席者の三分の二以上の賛成によって改正することができる。

第29条 慶弔規定及び旅費規定は、別に定める。

第30条 この会則に定めるもののほか、この会則を執行するために必要な細則を委員会の決議により別に定める。

付 則

1. この会則は、平成元年4月印刷分を、条文の並べ替え、改廃をおこなったものである。
今後は改正分を付則に記し、明確になるよう努力する。尚、平成元年分は、本会則と合わせて保存する。
2. この会則は、平成7年4月1日より施行する。
3. 平成9年4月25日 第6章専門部 第14条専門部の一部名称変更
4. 平成9年12月3日
第4章 役員の一部名称変更及び第9条の3を補足
第6章 専門部 第14条を一部削除
第9章 補則の第30条を追加
5. 平成15年4月22日
「父母」を「保護者」に変更 …… 第2条・第4条
「男女各1名」の区分を削除 …… 第7条・第11条
「委員会」を「合同」を追加 …… 第17条・第19条・第27条
年5回指定月を削除する …… 第19条
「規程」を「規定」に変更 …… 第29条
6. 平成22年4月23日
第4章 役員の選出方法
第8条の2にすべての幹事を追加する。
第8条の5の選出方法を削除
第10条の任期を「一カ年」を「三カ年を限度」に変更
7. 平成27年4月24日
第4章 役員
第7条の3の幹事「15名」を「16名」に変更
第5章 委員
第11条の1の「若干名」を2名に変更
第11条の2に1から4を追加
8. 平成28年4月28日
第4章 役員
第7条の3の幹事の内訳のうち「会計監査」を「監事」に変更
第8条の2の幹事候補者のうち「会計監査」を「監事」に変更
第9条の6の内容を一部変更
9. 平成31年4月26日
第5章 委員
第11条の2の3の「役員」を「幹事役員」に変更
第11条の2の4の「今までに役員に就任した事の有る者」を「過去に幹事役員に2年以上
就任した者」に変更
(施行期日) この改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
10. 令和6年2月2日
第6章 専門部
第14条の「1. 教養・人権部」を削除
11. 令和8年4月23日
第5章 委員
第11条の2の「学級委員」を「学年委員」に、「各学級児童」を「各学年児童」に、「2名」
を「3名」に変更
第11条の2の1の「各学級児童」を「各学年児童」に変更
第12条の「当該学級」を「当該学年」に変更